○農林水産省告示第九百二十八号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、ソーセージの日本農林規格（昭和五十二年四月二十五日農林省告示第四百十一号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十一年八月十二日から施行する。

平成二十一年七月十三日

農林水産大臣　石破　茂

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局、地方農政事務所及び北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

平成二十二年八月十一日以前に行われるソーセージの格付については、この告示による改正前のソーセージの日本農林規格の規定の例によることができる。

○農林水産省告示第九百二十九号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、混合ソーセージの日本農林規格（昭和五十二年四月二十五日農林省告示第四百十二号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十一年八月十二日から施行する。

平成二十一年七月十三日

農林水産大臣　石破　茂

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局、地方農政事務所及び北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

平成二十二年八月十一日以前に行われる混合ソーセージの格付については、この告示による改正前の混合ソーセージの日本農林規格の規定の例によることができる。

○農林水産省告示第九百三十号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、熟成ハム類の日本農林規格（平成七年十二月二十日農林水産省告示第二千七十三号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十一年八月十二日から施行する。

平成二十一年七月十三日

農林水産大臣　石破　茂

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局、地方農政事務所及び北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

平成二十二年八月十一日以前に行われる熟成ハム類の格付については、この告示による改正前の熟成ハム類の日本農林規格の規定の例によることができる。

○農林水産省告示第九百三十一号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、熟成ソーセージ類の日本農林規格（平成七年十二月二十日農林水産省告示第二千七十四号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十一年八月十二日から施行する。

平成二十一年七月十三日

農林水産大臣　石破　茂

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局、地方農政事務所及び北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

平成二十二年八月十一日以前に行われる熟成ソーセージ類の格付については、この告示による改正前の熟成ソーセージ類の日本農林規格の規定の例によることができる。

○農林水産省告示第九百三十二号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、熟成ベーコン類の日本農林規格（平成七年十二月二十日農林水産省告示第二千七十五号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十一年八月十二日から施行する。

平成二十一年七月十三日

農林水産大臣　石破　茂

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局、地方農政事務所及び北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

平成二十二年八月十一日以前に行われる熟成ベーコン類の格付については、この告示による改正前の熟成ベーコン類の日本農林規格の規定の例によることができる。

○農林水産省告示第九百三十三号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十三第二項の規定に基づき、ベーコン類品質表示基準（平成十二年十二月十九日農林水産省告示第千六百五十二号）の一部を次のように改正し、同条第四項の規定に基づき、告示し、平成二十一年八月十二日から施行する。

平成二十一年七月十三日

農林水産大臣　石破　茂

第三条第二号中「アからウまでの」の次に「区分により、原材料に占める重量の割合の多いものから」を加え、同号イを次のように改める。

イ　原料肉及び食品添加物以外の原材料は、次に定めるところにより記載すること。

(ア)　「食塩」、「砂糖」、「植物性たん白」、「卵たん白」、「乳たん白」、「たん白加水分解物」、「香辛料」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあっては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあっては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあっては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・高果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。

(イ)　使用した砂糖類が2種類以上の場合は、(ア)の規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に、括弧を付して、「砂糖、水あめ」等と原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と記載すること。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合又は砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合にあっては、「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。

附　則

平成二十三年三月三十一日以前に製造され、加工され、又は輸入されるベーコン類の品質に関する表示については、この告示による改正前のベーコン類品質表示基準の規定の例によることができる。